

富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案 新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="376 496 808 639">富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p data-bbox="584 676 1485 895">改 定 案</p> <p data-bbox="443 975 741 1110">平成<u>26</u>年 5月 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1617 300 2047 437">凡例 <u>下線</u> 改定箇所</p> <p data-bbox="1272 496 1704 639">富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p data-bbox="1339 975 1637 1110">平成<u>27</u>年__月 富山県防災会議</p>	

富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第1章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (略)</p> <p>第2節 計画の性格 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>第1 対象となる原子力事業所 (略)</p> <p>第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 (略)</p> <p>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階 (略)</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方 (略)</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>ア 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又は</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (略)</p> <p>第2節 計画の性格 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>第1 対象となる原子力事業所 (略)</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方 (略)</p> <p>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階 (略)</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方 (略)</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>ア 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又は</p>	

旧	新	備考
<p>そのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。) <u>等</u>)、安定ヨウ素剤(医薬品ヨウ化カリウム(丸薬、内服薬)を指す。以下同じ。)を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ(第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。)内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ～ウ(略)</p>	<p>そのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。) <u> </u>)、安定ヨウ素剤(医薬品ヨウ化カリウム(丸薬、内服薬)を指す。以下同じ。)を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ(第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。)内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ～ウ(略)</p>	<p>字句修正</p>

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	事業者力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングのための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力要請
探(原)用。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。	事業者力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共地団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に ・要援護者等の避難準備	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 【安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)】	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 【自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示】	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力要請
(原)用。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。	事業者力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共地団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難】 ・避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力要請

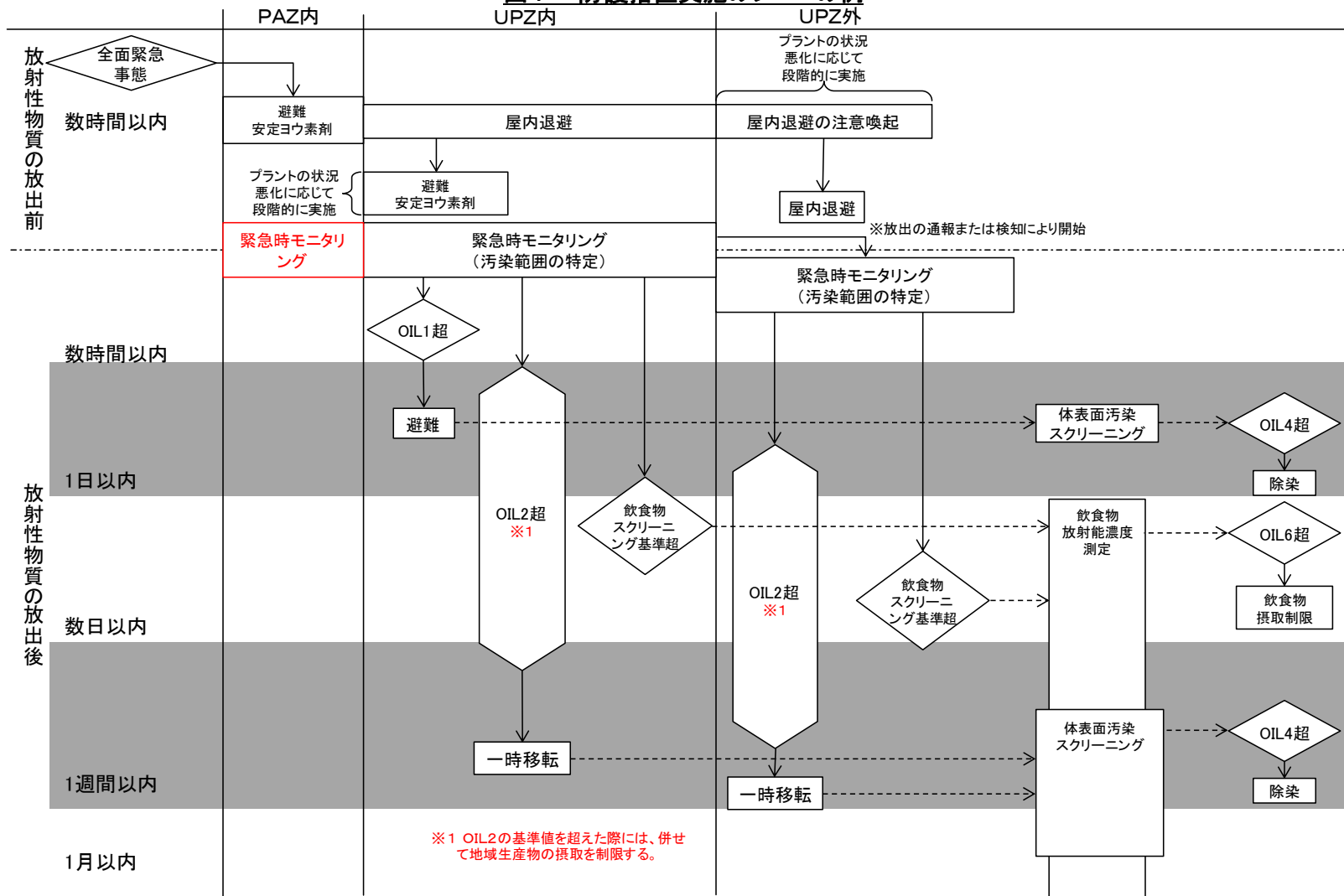
(原子力災害対策指針(平成27年4月22日改定)より)

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	事業者力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングのための調整	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングのための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
緊急事態区分	事業者力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	公共地団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
全面緊急事態(原法10条の通知すべき基準を採る。ただし、一部事象については、一部事象に資更)	事業者力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	公共地団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力を要請

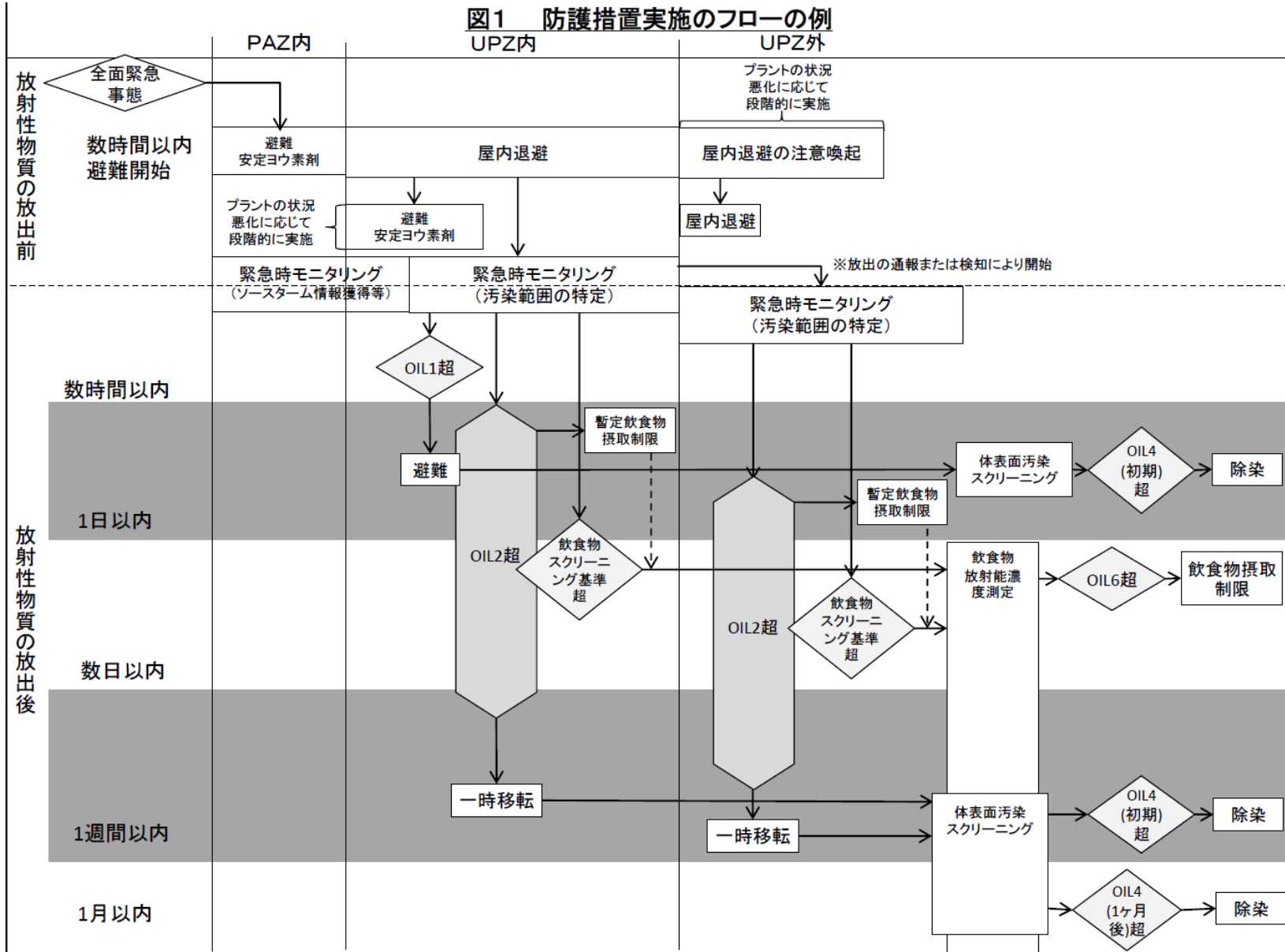
(原子力災害対策指針(平成25年2月27日改定)より)

図1 防護措置実施のフローの例



(原子力災害対策指針 (平成 27 年 4 月 22 日改定) より)

図1 防護措置実施のフローの例



(原子力災害対策指針 (平成 25 年 2 月 27 日改定) より)

旧		新		備考
(2) 具体的な基準 (略)		(2) 具体的な基準 (略)		
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	
<p>① 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>④ 原子炉の運転中に為復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p>	(略)	<p><u>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ</u> __ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p><u>2. 原子炉冷却材の漏えい</u> __ 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p><u>3. 原子炉給水機能の喪失</u> __ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p><u>4. 原子炉除熱機能の一部喪失</u> __ 原子炉の運転中に為復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p> <p><u>5. 全交流電源喪失のおそれ</u></p>	(略)	事業者防災業務計画の修正に伴う修正

旧		新	備考
<p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <hr/> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <hr/> <p>⑦使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <hr/> <p>⑧中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <hr/> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <hr/> <p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）</p>		<p>— 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する<u>場合</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p><u>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</u></p> <p>— 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p><u>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</u></p> <p>— 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <p><u>8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</u></p> <p>— 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p><u>9. 所内外通信連絡機能の一部喪失</u></p> <p>— 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <p><u>10. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</u></p> <p>— 重要区域において、火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」と</p>	

旧	新	備考
<p>の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <hr/> <p>①燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある<u>こと</u>、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <hr/> <p>⑫発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬石川県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>いう。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p><u>11. 単一障壁の喪失または喪失可能性</u></p> <p>— 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある<u>場合</u>、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p><u>12. その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u> ・<u>石川県において、大津波警報が発令された場合。</u> ・<u>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u> ・<u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u> 	

旧		新		備考
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	
1. 敷地境界 <u>で</u> の放射線量 <u> </u> (略)	(略)	1. 敷地境界 <u>付近</u> の放射線量 <u>の上昇</u> (略)	(略)	
2. 通常放出 <u>部分</u> での <u> </u> 放射性物質の放出 (略)		2. 通常放出 <u>経路</u> での <u>気体</u> 放射性物質の放出 <u>又は</u> <u>液体放射性物質の放出</u> (略)		
3. 火災爆発等による <u> </u> 放射線 <u> </u> 又は放射性物質の放出 (略)		3. 火災爆発等による <u>管理区域外での</u> 放射線 <u>の放出</u> 又は放射性物質の放出 (略)		
4. (略)		4. (略)		
5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象 (略)		5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象 (略)		
① <u> </u> 冷却材の漏えい <u> </u> <u> </u> (略)		① <u>原子炉冷却材の漏えい</u> <u>による非常用炉心冷却</u> <u>装置作動</u> (略)		
② <u> </u> 給水機能 <u>の喪失</u> (略)		② <u>原子炉注水機能喪失のおそれ</u> (略)		
③ 原子炉格納容器 <u>機能の異常</u> (略)		③ <u> </u> 格納容器 <u>健全性喪失のおそれ</u> (略)		
④ (略)		④ (略)		

旧		新	備考
<p>⑤ <u>交流電源</u> 喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 直流電源 喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 停止中の原子炉 <u>に関する異常</u></p> <p>(略)</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵 <u>プールに関する異常</u></p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない <u>こと</u> 又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑨ <u>中央 制御室に関する異常</u></p> <p>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じ <u>ること</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>⑩ <u>事業所内 通信設備又は外部への通信設備</u></p> <p>(略)</p> <p>⑪ <u>火災又は溢水の発生</u></p> <p>(略)</p> <p>⑫ 原子炉格納容器圧力 <u>逃がし</u> 装置の使用</p>		<p>⑤ <u>全交流電源の 30 分以上喪失 (旧基準炉の場合 は 5 分以上喪失)</u></p> <p>(略)</p> <p>⑥ 直流電源 <u>の部分喪失</u></p> <p>(略)</p> <p>⑦ 停止中の原子炉 <u>冷却機能の喪失</u></p> <p>(略)</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵 <u>槽の冷却機能喪失</u></p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない <u>場合</u> 又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑨ <u>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</u></p> <p>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じ <u>た場合</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>⑩ <u> 所内 外通信連絡機能の全て喪失</u></p> <p>(略)</p> <p>⑪ <u>火災・ 溢水による安全機能の一部喪失</u></p> <p>(略)</p> <p>⑫ 原子炉格納容器圧力 <u>逃し</u> 装置の使用</p>	

旧		新		備考
<p>(略)</p> <p>⑬ <u>障壁の喪失</u></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある<u>こと</u>、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑭ <u>外的な事象による原子力施設への影響</u></p> <p>—</p> <p>(略)</p> <p>⑮ <u>原子炉外 臨界</u></p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>⑬ <u>2つの障壁の喪失または喪失可能性</u></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある<u>場合</u>、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑭ <u>防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生</u></p> <p>(略)</p> <p>⑮ <u>施設内（原子炉外） 臨界事故のおそれ</u></p> <p>(略)</p>		

旧		新		備考
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	
1. 敷地境界での放射線量_____ (略)	(略)	1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (略)	(略)	
2. 通常放出部での____放射性物質の放出 _____ (略)		2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 (略)		
3. 火災爆発等による____放射線又は放射性物質の____放出_____ _____ (略)		3. 火災爆発等による管理区域外での放射線____の異常放出又は放射性物質の異常放出 (略)		
4. (略)		4. (略)		
5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 (略)		5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 (略)		
①原子炉停止機能の異常 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない場合。		①原子炉停止の失敗または定期確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。		
②____冷却材の漏えい_____ _____ (略)		②原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (略)		

旧	新	備考
<p>③給水機能の喪失 (略)</p> <p>④原子炉格納容器機能の異常 (略)</p> <p>⑤残留熱除去機能喪失 (略)</p> <p>⑥交流電源喪失 (略)</p> <p>⑦直流電源喪失 (略)</p> <p>⑧(略)</p> <p>⑨停止中の原子炉に関する異常 (略)</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵プールに関する異常 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑪中央制御室に関する異常 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能</p>	<p>③原子炉注水機能の喪失 (略)</p> <p>④格納容器圧力の異常上昇 (略)</p> <p>⑤残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 (略)</p> <p>⑥全交流電源の1時間以上喪失(旧基準炉の場合は30分以上喪失) (略)</p> <p>⑦全直流電源の5分以上喪失 (略)</p> <p>⑧(略)</p> <p>⑨停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (略)</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑪原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能</p>	

旧	新	備考
<p>及び冷温停止状態を維持する機能が喪失<u>する</u> <u>こと</u>又は原子炉施設に異常が発生した場合に おいて、中央制御室に設置する原子炉施設の 状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異 常を表示する警報装置の全ての機能が喪失し た場合。</p> <p>⑫ <u>障壁の喪失</u> _____</p> <p>(略)</p> <p>⑬ <u>外的な事象による原子力施設への影響</u> (略)</p> <p>⑭ <u>原子炉外</u> <u>臨界</u> _____</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子 炉の本体の内部を除く。）において、核燃料 物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継 続している状態をいう。）にある場合。原子 炉の非常停止が必要な場合において、制御棒 の挿入により原子炉を停止することができ ないこと又は停止したことを確認するこ とができないこと。</p>	<p>及び冷温停止状態を維持する機能が喪失<u>した</u> <u>場合</u>又は原子炉施設に異常が発生した場合に おいて、中央制御室に設置する原子炉施設の 状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異 常を表示する警報装置の全ての機能が喪失し た場合。</p> <p>⑫ <u>2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失また</u> <u>は喪失可能性</u> (略)</p> <p>⑬ <u>住民の避難を開始する必要がある事象発生</u> (略)</p> <p>⑭ <u>施設内（原子炉外）での臨界事故</u> _____</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子 炉の本体の内部を除く。）において、核燃料 物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継 続している状態をいう。）にある場合。 _____ _____ _____</p>	
<p>(略)</p> <p>2 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(1) (略)</p>	

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)			UPZ外(概ね30km～)				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
OIL	OIL1	事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		地方公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難受入れを要請	
	スクリーニング基準	事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		地方公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	・住民等への情報伝達	-	-	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
	OIL4	事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	・スクリーニングへの協力	-
		地方公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	
	OIL2	事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		地方公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請
OIL6	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地方公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施		
国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示			

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

(原子力災害対策指針(平成27年4月22日改定)より)

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)※2				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)					
		体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置		
O I L	O I L 1	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
		国	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
	O I L 2	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難受入れを要請
		国	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 3	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-
	O I L 4	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	・スクリーニングへの協力	-	-
		国	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-
	O I L 5	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-
		国	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 6	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請
O I L 7	事業者 地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	

(原子力災害対策指針(平成25年2月27日改定)より)

富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第1章） 新旧対照表

旧					新					備考	
(2) 具体的な基準と防護措置の内容 (略)					(2) 具体的な基準と防護措置の内容 (略)						
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	
		β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)					β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)				
早期防護措置	O I L 2	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
		緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。									
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
		O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}				飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	
	放射性ヨウ素			300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}			
	放射性セシウム			200Bq/kg	500Bq/kg	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg						

※1～9 (略)

※1～9 (略)

旧	新	備考
<p>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (P P A : Plume Protection Planning Area)</u></p> <p><u>原子力災害対策指針によれば、「UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じてUPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。」とされている。</u></p> <p><u>※P P Aの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</u></p>	<p>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考															
<p>第2 本県における原子力災害対策を重点的に充実すべき区域 (略)</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="125 475 994 671"> <tr><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr> <tr><td>1～14 (略)</td></tr> <tr><td><u>15～28 (略)</u></td></tr> </table> <p>2 富山県警察</p> <table border="1" data-bbox="125 719 994 1007"> <tr><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr> <tr><td>1～4 (略)</td></tr> <tr><td>5 原災法第17<u>条</u>第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域(以下「<u>緊急時応急対策実施区域</u>」という。)及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</td></tr> <tr><td>6 (略)</td></tr> </table> <p>3～8 (略)</p>	処理すべき事務又は業務の大綱	1～14 (略)	<u>15～28 (略)</u>	処理すべき事務又は業務の大綱	1～4 (略)	5 原災法第17 <u>条</u> 第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域(以下「 <u>緊急時応急対策実施区域</u> 」という。)及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事	6 (略)	<p>第2 本県における原子力災害対策を重点的に充実すべき区域 (略)</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="1021 475 1890 671"> <tr><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr> <tr><td>1～14 (略)</td></tr> <tr><td><u>15 志賀地域原子力防災協議会への参加等に関する事</u></td></tr> <tr><td><u>16～29 (略)</u></td></tr> </table> <p>2 富山県警察</p> <table border="1" data-bbox="1021 719 1890 1007"> <tr><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr> <tr><td>1～4 (略)</td></tr> <tr><td>5 原災法第17<u>条</u>第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域(以下「<u>緊急事態応急対策実施区域</u>」という。)及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</td></tr> <tr><td>6 (略)</td></tr> </table> <p>3～8 (略)</p>	処理すべき事務又は業務の大綱	1～14 (略)	<u>15 志賀地域原子力防災協議会への参加等に関する事</u>	<u>16～29 (略)</u>	処理すべき事務又は業務の大綱	1～4 (略)	5 原災法第17 <u>条</u> 第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域(以下「 <u>緊急事態応急対策実施区域</u> 」という。)及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事	6 (略)	<p>備考</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句修正</p>
処理すべき事務又は業務の大綱																	
1～14 (略)																	
<u>15～28 (略)</u>																	
処理すべき事務又は業務の大綱																	
1～4 (略)																	
5 原災法第17 <u>条</u> 第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域(以下「 <u>緊急時応急対策実施区域</u> 」という。)及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事																	
6 (略)																	
処理すべき事務又は業務の大綱																	
1～14 (略)																	
<u>15 志賀地域原子力防災協議会への参加等に関する事</u>																	
<u>16～29 (略)</u>																	
処理すべき事務又は業務の大綱																	
1～4 (略)																	
5 原災法第17 <u>条</u> 第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域(以下「 <u>緊急事態応急対策実施区域</u> 」という。)及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事																	
6 (略)																	

旧		新		備考
9 指定地方行政機関		9 指定地方行政機関		<p>事務内容の修正</p> <p>同上</p> <p>ソフトバンクモバイル株式会社と合併に伴う修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
中部経済産業局	1 原子力災害時における物資の <u>安定的供給</u> 確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること 3 <u>被災中小企業に対する資金の融通等の措置に関すること</u> — 4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	中部経済産業局	1 原子力災害時における物資の <u>安定供給</u> の確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること 3 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u> 4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
10 指定公共機関		10 指定公共機関		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>				
(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	
11 (略)		11 (略)		

旧		新		備考
12 指定地方公共機関		12 指定地方公共機関		指定地方公共機関の追加に伴う修正
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道(株)	(略)	鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道(株)	(略)	
<u>加越能バス(株)</u>		<u>あいの風とやま鉄道(株)</u> 加越能バス(株)		
(略)	(略)	(略)	(略)	
13 (略)		13 (略)		

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第2章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 発電所における予防措置等の責務 (略)</p> <p>第3節 発電所の安全確認 (略)</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携（原子力規制委員会、<u> </u>県知事政策局、生活環境文化部） (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 発電所における予防措置等の責務 (略)</p> <p>第3節 発電所の安全確認 (略)</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、生活環境文化部） (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え <u>第1 地域原子力防災協議会の設置（内閣府、関係省庁、県知事政策局、氷見市、各防災関係機関）</u></p> <p><u>国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や</u></p>	<p></p> <p>省庁間の事務 移管に伴う 修正</p> <p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p>

旧	新	備考
<p>第1 関係機関との平常時からの連携 (略)</p> <p>第2 資機材利用に係る関係機関との連携 (略)</p> <p>第3 公共用地、固有財産の有効活用 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略)</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2 情報の分析整理 1～2 (略) 3 防災上必要とされる資料 (略)</p>	<p><u>移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県等の地域防災計画等に係る具体化・充実化の支援を行うこととされている。</u></p> <p><u>国、県等は、同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力防災対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。</u></p> <p><u>国、県等は、同協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に防災体制の充実を図る。</u></p> <p>第2 関係機関との平常時からの連携 (略)</p> <p>第3 資機材利用に係る関係機関との連携 (略)</p> <p>第4 公共用地、固有財産の有効活用 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略)</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備 (略)</p> <p>第2 情報の分析整理 1～2 (略) 3 防災上必要とされる資料 (略)</p>	

旧	新	備考
<p>[整備を行うべき資料]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会環境に関する資料 ア～エ (略) オ 周辺施設の配慮すべき特定施設 (幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、<u>身体障害者援護施設</u>等)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3 通信手段の確保 (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備 (略)</p> <p>第2 災害対策本部体制等の整備 (略)</p> <p>第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県及び氷見市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、立地県である石川県、志賀町、石川県の関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代</p>	<p>[整備を行うべき資料]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会環境に関する資料 ア～エ (略) オ 周辺施設の配慮すべき特定施設 (幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、<u>障害者支援施設</u>等)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3 通信手段の確保 (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備 (略)</p> <p>第2 災害対策本部体制等の整備 (略)</p> <p>第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県及び氷見市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、立地県である石川県、志賀町、石川県の関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代</p>	<p>字句修正</p>

旧	新	備考
<p>表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者から構成され、 <u>放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構</u> 等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定めておく。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官と連携して定めておく。</p> <p>第4 長期化に備えた動員体制の整備 (略)</p> <p>第5 複合災害時の体制 (略)</p> <p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備（原子力規制委員会、<u>自衛隊</u>、<u>県知事政策局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>、<u>伏木海上保安部</u>、各医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力) (略)</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備 (略)</p>	<p>表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者から構成され、 <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構</u> 等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定めておく。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官と連携して定めておく。</p> <p>第4 長期化に備えた動員体制の整備 (略)</p> <p>第5 複合災害時の体制 (略)</p> <p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備（原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、<u>自衛隊</u>、<u>県知事政策局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>、<u>伏木海上保安部</u>、各医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力) (略)</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備 (略)</p>	<p>組織名の変更に伴う修正</p> <p>省庁間の事務移管に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備 (略)</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)</p> <p>第10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備 (独立行政法人 放射線医学総合研究所、広島大学、県知事政策局、厚生部、各医療機関) 県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、独立行政法人 放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化 (略)</p> <p>第12 専門家の派遣要請手続き (原子力規制委員会、<u> </u> 県知事政策局) (略)</p> <p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>第1 緊急時モニタリング計画の作成 (略)</p> <p>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持 (略)</p>	<p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備 (略)</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)</p> <p>第10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備 (国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、県知事政策局、厚生部、各医療機関) 県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化 (略)</p> <p>第12 専門家の派遣要請手続き (原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局) (略)</p> <p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>第1 緊急時モニタリング計画の作成 (略)</p> <p>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持 (略)</p>	<p>組織名の変更に伴う修正</p> <p>省庁間の事務移管に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第3 緊急時モニタリング要員の確保 (略)</p> <p>第4 緊急時モニタリングの体制及び役割 (略)</p> <p>第5 訓練等を通じた測定品質の向上（原子力規制委員会、 _____ 県知事政策局、生活環境文化部、各防災関係機関、北 陸電力） (略)</p> <p>第6 緊急時計算システム _____（原子 力規制委員会、_____ 県知事政策局、生活環境文化部、北陸 電力） <u>県は、国、指定公共機関、北陸電力と連携し、気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散予 測に係る機器の整備を図る。また、県は、防護措置の実施に関する 区域や時期等の条件の設定において考慮すべき気象（風向・風速・ 降雨量等）や大気中の拡散特性を平常時に整理しておく。</u> <u>また、災害等により緊急時モニタリングを十分に実施できない 場合には、気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとし た大気中拡散予測の結果をモニタリング体制の参考とする。</u></p> <p>第7 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備（原子力規制委員 会、_____ 県知事政策局、関係部局） (略)</p>	<p>第3 緊急時モニタリング要員の確保 (略)</p> <p>第4 緊急時モニタリングの体制及び役割 (略)</p> <p>第5 訓練等を通じた測定品質の向上（原子力規制委員会、 内閣府、県知事政策局、生活環境文化部、各防災関係機関、北 陸電力） (略)</p> <p>第6 緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システム（原子 力規制委員会、内閣府、県知事政策局、生活環境文化部、北陸 電力） <u>国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が 緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及 び情報収集に係る機能を整備する。</u> <u>緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥 当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、 O I Lによる防護措置の判断等のために活用する。</u> <u>県は、国とともに緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な 共有・公表が可能となる体制を整備する。</u></p> <p>第7 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備（原子力規制委員 会、内閣府、環境省、県知事政策局、関係部局） (略)</p>	<p>省庁間の事務 移管に伴う 修正</p> <p>指針の改正に 伴う修正</p> <p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p>

旧	新	備考
<p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1 避難計画の作成 (略)</p> <p>第2 避難所等の整備等 (略)</p> <p>第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (略)</p> <p>第4 学校等施設における避難計画の整備（県経営管理部、教育委員会、市町村） (略)</p> <p>第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備 (略)</p> <p>第6 住民等の避難状況の確認体制の整備（県知事政策局、市町村） 県は、氷見市_____が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう氷見市_____に対し助言する。</p> <p>第7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 (略)</p> <p>第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定 (略)</p>	<p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1 避難計画の作成 (略)</p> <p>第2 避難所等の整備等 (略)</p> <p>第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (略)</p> <p>第4 学校等施設における避難計画の整備（県知事政策局、教育委員会、市町村） (略)</p> <p>第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備 (略)</p> <p>第6 住民等の避難状況の確認体制の整備（県知事政策局、市町村） 県は、氷見市及びその他の市町村が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう氷見市及びその他の市町村に対し助言する。</p> <p>第7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 (略)</p> <p>第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定 (略)</p>	<p>部局間の事務移管に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第9 避難所等・避難方法等の周知 (略)</p> <p>第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第11節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第1 専門家の移送体制の整備（原子力規制委員会、<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関、県知事政策局、関係部局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及び関係機関と協議し、<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）についてあらかじめ定めておく。</p> <p>第2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路管理体制の整備（県警察本部、各<u>道理</u>管理者）</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第1 救助・救急活動用資機材の整備 (略)</p> <p>第2 救助・救急機能の強化 (略)</p>	<p>第9 避難所等・避難方法等の周知 (略)</p> <p>第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第11節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第1 専門家の移送体制の整備（原子力規制委員会、<u>内閣府、国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関、県知事政策局、関係部局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及び関係機関と協議し、<u>国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）についてあらかじめ定めておく。</p> <p>第2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路管理体制の整備（県警察本部、各<u>道路</u>管理者）</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第1 救助・救急活動用資機材の整備 (略)</p> <p>第2 救助・救急機能の強化 (略)</p>	<p>省庁間の事務移管に伴う修正</p> <p>組織名の変更に伴う修正</p> <p>字句修正</p>

旧	新	備考
<p>第3 消火活動体制の整備 (略)</p> <p>第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 1～2 (略) 3 防災関係機関間の情報交換(原子力規制委員会、<u> </u>県 知事政策局、県警察本部、各防災関係機関、北陸電力) (略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動 (略)</p> <p>第13節 緊急時医療体制の整備 (略)</p> <p>第1 医療資機材の整備 (略)</p> <p>第2 緊急被ばく医療体制の構築 (略)</p> <p>第3 立地県である石川県との連携 (略)</p> <p>第4 被ばく医療に関する計画の作成 (略)</p> <p>第5 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等 (略)</p>	<p>第3 消火活動体制の整備 (略)</p> <p>第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 1～2 (略) 3 防災関係機関間の情報交換(原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、県 知事政策局、県警察本部、各防災関係機関、北陸電力) (略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動 (略)</p> <p>第13節 緊急時医療体制の整備 (略)</p> <p>第1 医療資機材の整備 (略)</p> <p>第2 緊急被ばく医療体制の構築 (略)</p> <p>第3 立地県である石川県との連携 (略)</p> <p>第4 被ばく医療に関する計画の作成 (略)</p> <p>第5 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等 (略)</p>	<p>省庁間の事務 移管に伴う 修正</p>

旧	新	備考
<p>企画立案に共同して参画する。 _____</p> <p>_____</p> <p>なお、北陸地方では、冬季荒天時において、積雪等による避難、防災要員等のリスクを伴うことから、冬季における訓練の実施も検討する。</p> <p>第2 訓練の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県及び氷見市は、<u>原子力防災会議</u>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会 _____、北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強</p>	<p>企画立案に共同して参画する。<u>また、訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、志賀地域原子力防災協議会において検討する。</u></p> <p>なお、北陸地方では、冬季荒天時において、積雪等による避難、防災要員等のリスクを伴うことから、冬季における訓練の実施も検討する。</p> <p>第2 訓練の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県及び氷見市は、<u>内閣府</u> _____ 及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、<u>内閣府及び</u>北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>化に留意する。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組む。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。</p> <p>第 19 節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備 (略)</p>	<p>強化に留意する。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組む。</p> <p><u>特に、県及び氷見市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき作成する総合的な防災訓練を実施した場合には、志賀地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有する。また、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。</u></p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。</p> <p>第 19 節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第3章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>1 情報収集事態が発生した場合（原子力規制委員会_____、 県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会は_____、情報収集事態を認知した場 合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省 庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行 うものとされている。また、_____ _____県、 氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な 体制とるよう連絡することとされている。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>1 情報収集事態が発生した場合（原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、 県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会<u>及び内閣府</u>は、情報収集事態を認知した場 合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係 省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を 行うものとされている。また、<u>情報収集事態を認知した場合に 設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部 は</u>、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立 等必要な体制とるよう連絡することとされている。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>省庁間の事務 移管に伴う 修正</p> <p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p>

旧	新	備考
<p>2 警戒事態が発生した場合（原子力規制委員会、<u> </u>県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会<u> </u>は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は北陸電力により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、<u> </u>県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な態勢をとるよう連絡する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 北陸電力から施設敷地緊急事態発生の通報があった場合(原子力規制委員会、<u> </u>県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力)</p>	<p>2 警戒事態が発生した場合（原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会<u>及び内閣府</u>は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は北陸電力により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、<u>内閣府は</u>、<u> </u>県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な態勢をとるよう連絡する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 北陸電力から施設敷地緊急事態発生の通報があった場合(原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力)</p>	<p>省庁間の事務移管に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>省庁間の事務移管に伴う修正</p>

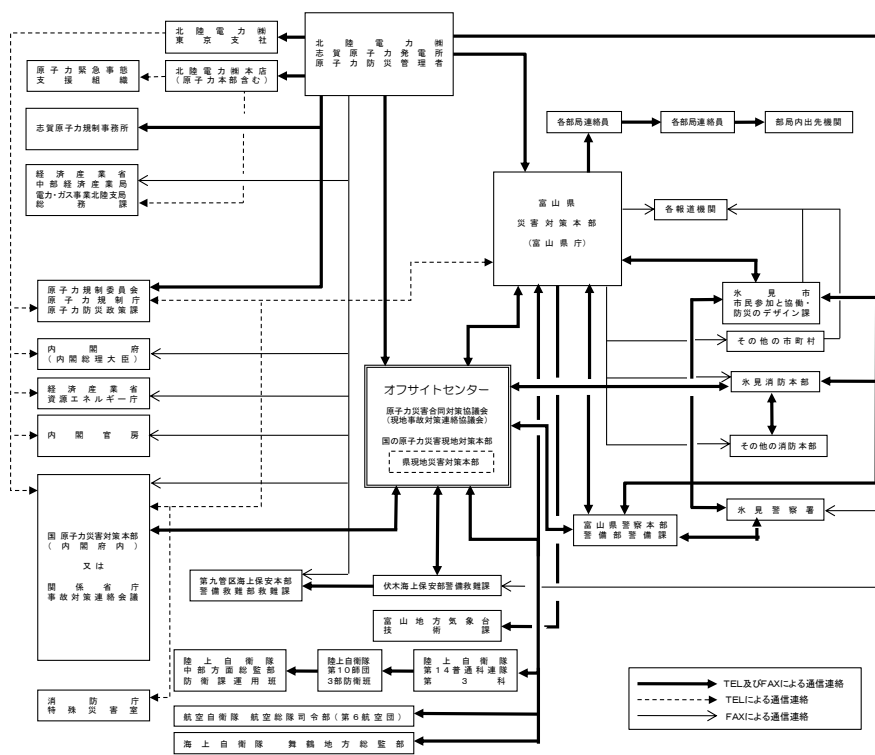
旧	新	備考
<p>事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図</p> <p>4 (略)</p>	<p>事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図</p> <p>4 (略)</p>	<p>氷見市における課室間の事務移管に伴う修正</p> <p>富山地方気象台における課廃止に伴う修正</p>

旧

第2 応急対策活動情報の連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（富山県 県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図

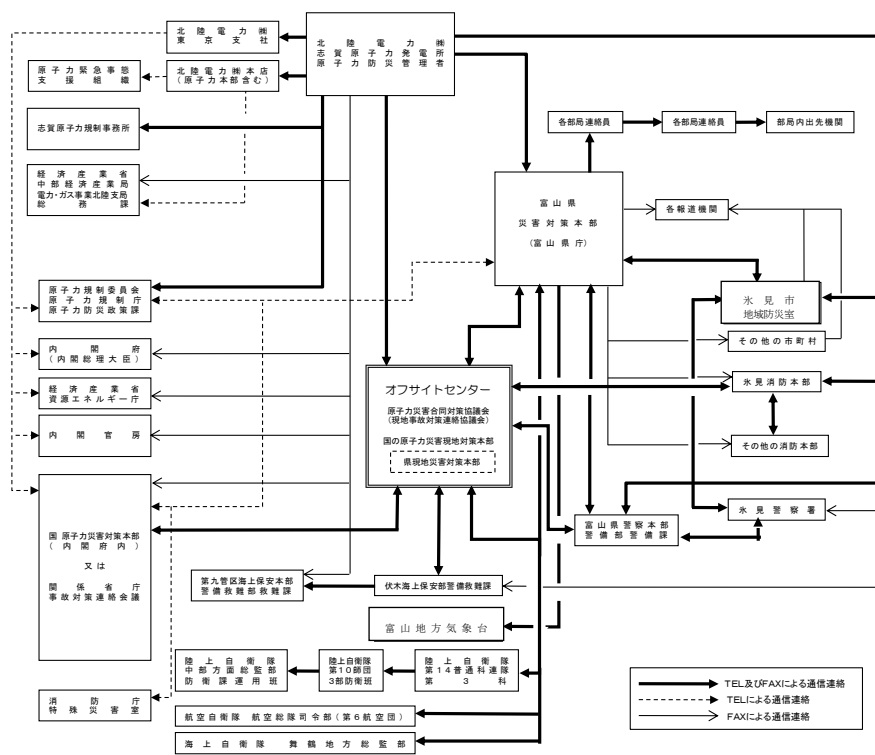


新

第2 応急対策活動情報の連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



備考

省庁間の事務移管に伴う修正

氷見市における課室間の事務移管に伴う修正

富山地方気象台における課廃止に伴う修正

旧	新	備考
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 県と関係機関等との連絡 県は、立地県である石川県、県警察、氷見市、その他の全市町村、指定地方公共機関等との間において、原子力規制委員会 <u> </u> 及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど必要な相互の連絡を密にする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける情報収集 <u>原子力規制委員会</u> は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。</p> <p>県及び氷見市は、国の原子力災害現地対策本部、立地県である石川県、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 県と関係機関等との連絡 県は、立地県である石川県、県警察、氷見市、その他の全市町村、指定地方公共機関等との間において、原子力規制委員会、<u>内閣府</u> 及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど必要な相互の連絡を密にする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける情報収集 <u>国の原子力災害対策本部</u> は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。</p> <p>県及び氷見市は、国の原子力災害現地対策本部、立地県である石川県、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>第3 一般回線が使用できない場合の対処（原子力規制委員会、<u> </u> 県知事政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者） <u>原子力規制委員会</u> は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の全市町村に連絡する。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒事態対策のための体制（警戒体制）</p> <p>県は、国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官等）、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。</p>	<p>第3 一般回線が使用できない場合の対処（原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、県知事政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者） <u>国の原子力災害対策本部</u> は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の全市町村に連絡する。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒事態対策のための体制（警戒体制）</p> <p>県は、国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合、国（原子力規制委員会、<u>内閣府</u><u> </u>等）、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。</p>	<p>省庁間の事務 移管に伴う 修正</p> <p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p> <p>省庁間の事務 移管に伴う 修正</p>

旧		新		備考	
ア 警戒体制組織図 (略)		ア 警戒体制組織図 (略)		省庁間の事務 移管に伴う 修正	
イ 業務分掌		イ 業務分掌			
課名	所掌事務	課名	所掌事務		
防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会、<u> </u>消防庁、<u>原子力防災専門官、原子力保安検査官</u>、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報・連絡に関すること 事故状況の把握に関すること 警戒体制（緊急被ばく医療体制、緊急時モニタリング班等）の総合調整に関すること 	防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、消防庁、<u> </u>氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報・連絡に関すること 事故状況の把握に関すること 警戒体制（緊急被ばく医療体制、緊急時モニタリング班等）の総合調整に関すること 		
(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 災害警戒本部の設置等		(3) 災害警戒本部の設置等			
ア 災害対策本部の設置		ア 災害対策本部の設置			
(ア) (略)		(ア) (略)			
(イ) 所掌業務		(イ) 所掌業務			
部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務	部名 (部長)		班名 (班長)
知事政策部 (知事政策局長)	(略)	(略)	知事政策部 (知事政策局長)	(略)	(略)
	<u>広報班</u> (<u>広報課長</u>)	<u>1 県災害警戒本部の広報に関すること</u> <u>2 報道機関を通じた県民への情報提供に関すること</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				部局間の事務 移管に伴う 修正	

旧			新			備考
経営管理部 (経営管理部長)	(略)	(略)	経営管理部 (経営管理部長)	(略)	(略)	部局間の事務 移管に伴う 修正
	_____	_____		<u>広報班</u> (<u>広報課長</u>)	<u>1 県災害警戒本部の広 報に関すること</u> <u>2 報道機関を通じた県 民への情報提供に関す ること</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
イ～オ (略) (4) 災害対策本部の設置等 ア (略) (ア) (略) (イ) 所掌事務 (略)			イ～オ (略) (4) 災害対策本部の設置等 ア (略) (ア) (略) (イ) 所掌事務 (略)			

旧			新			備考	
災害対策本部の班名、班長相当職及び所掌事務			災害対策本部の班名、班長相当職及び所掌事務				
部名（部長）	班名（班長）	所掌事務	部名（部長）	班名（班長）	所掌事務		
知事政策部 （知事政策局長）	総務班 （防災・危機管理課長）	1、2（略） 3 <u>合同対策協議会</u> に関すること 4～10（略）	知事政策部 （知事政策局長）	総務班 （防災・危機管理課長）	1、2（略） 3 <u>原子力災害合同対策協議会</u> に関すること 4～10（略）	字句修正	
	（略）	（略）		（略）	（略）		
	<u>広報班</u> （ <u>広報課長</u> ）	<u>1 県災害対策本部の広報に関すること</u> <u>2 報道機関を通じた県民への情報提供に関すること</u> <u>3 被災者の総合相談に関すること</u>		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		部局間の事務移管に伴う修正
	（略）	（略）		（略）	（略）		
観光・地域振興部 （観光・地域振興局長）	（略）	（略）	観光・地域振興部 （観光・地域振興局長）	（略）	（略）	部局間の事務移管に伴う修正	
	<u>国際・日本海政策班</u> （ <u>国際・日本海政策課長</u> ）	（略）		<u>国際班</u> （ <u>国際課長</u> ）	（略）		
	（略）	（略）		（略）	（略）		

旧			新			備考
部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務	部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務	
経営管理部 (経営管理部長)	(略)	(略)	経営管理部 (経営管理部長)	(略)	(略)	部局間の事務 移管に伴う 修正
	_____	_____		<u>広報班</u> (<u>広報課長</u>)	1 <u>県災害対策本部の広報に関すること</u> 2 <u>報道機関を通じた県民への情報提供に関すること</u> 3 <u>被災者の総合相談に関すること</u>	
	_____	_____		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	名称の変更	
文教部 (教育長)	(略)	(略)	文教部 (教育長)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
イ (略)			イ (略)			
(ア) (略)			(ア) (略)			
(イ) 業務分掌			(イ) 業務分掌			
(略)			(略)			

旧		新		備考
現地災害対策本部の班名及び所掌事務		現地災害対策本部の班名及び所掌事務		
部名(部長)	所掌事務	部名(部長)	所掌事務	
総務班	1～4 (略) 5 <u>合同対策協議会</u> 総括班、広報班、住民安全班との連絡調整に関すること 6～9 (略)	総務班	1～4 (略) 5 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 総括班、広報班、住民安全班との連絡調整に関すること 6～9 (略)	字句修正
緊急時 モニタリング班	1 <u>合同対策協議会</u> 放射線班との連絡・調整に関すること 2～5 (略)	緊急時 モニタリング班	1 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 放射線班との連絡・調整に関すること 2～5 (略)	字句修正
緊急被ばく医療班	1 <u>合同対策協議会</u> 医療班との連絡・調整に関すること 2～4 (略)	緊急被ばく医療班	1 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 医療班との連絡・調整に関すること 2～4 (略)	字句修正
住民安全班	1 <u>合同対策協議会</u> 医療班との連絡・調整に関すること 2～7 (略)	住民安全班	1 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 医療班との連絡・調整に関すること 2～7 (略)	字句修正
3～4 (略)		3～4 (略)		
第2 原子力災害合同対策協議会への出席等(原子力規制委員会、 <u> </u> 県知事政策局、関係部局、県警察本部、氷見市、各防災関係機関) (略)		第2 原子力災害合同対策協議会への出席等(原子力規制委員会、 <u>内閣府</u> 、県知事政策局、関係部局、県警察本部、氷見市、各防災関係機関) (略)		省庁間の事務 移管に伴う 修正

旧	新	備考																
原子力災害合同対策協議会の概念図（「原子力災害対策マニュアル」） 原子力防災会議より	原子力災害合同対策協議会の概念図（「原子力災害対策マニュアル」） 原子力防災会議より																	
<p style="text-align: center;">原子力合同対策協議会</p> <p style="text-align: center;">全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整 (議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)</p> <p>・オフサイトセンター内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認 ・オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言</p> <p style="text-align: center;">機能グループ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 総括班 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会運営 ・班間連絡・調整 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 広報班 ・報道機関への対応 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整 ・住民からの問合せ等への対応 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 運営支援班 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 医療班 ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 放射線班 ・モニタリングデータ等の収集・分析、国本部等への情報共有 ・除染等に関する企画立案 </td> <td style="padding: 5px;"> プラントチーム ・事故情報の把握及び進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供 </td> <td style="padding: 5px;"> 実動対処班 ・実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整 </td> <td style="padding: 5px;"> 住民安全班 ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整 </td> </tr> </table>	総括班 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会運営 ・班間連絡・調整 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整	広報班 ・報道機関への対応 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整 ・住民からの問合せ等への対応	運営支援班 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保	医療班 ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査	放射線班 ・モニタリングデータ等の収集・分析、国本部等への情報共有 ・除染等に関する企画立案	プラントチーム ・事故情報の把握及び進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供	実動対処班 ・実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整	住民安全班 ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整	<p style="text-align: center;">原子力災害合同対策協議会</p> <p style="text-align: center;">全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整 (議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)</p> <p>・オフサイトセンター内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の確認 ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について原災本部への提言</p> <p style="text-align: center;">機能グループ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 総括班 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会運営 ・機能班間連絡・調整 ・ERCチーム総括班、道府県及び市長村災害対策本部等との連絡・調整 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 広報班 ・報道機関への対応 ・ERCチーム広報班、道府県及び市長村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問い合わせ等への対応 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 運営支援班 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 医療班 ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 放射線班 ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・除染等に関する企画立案 </td> <td style="padding: 5px;"> プラントチーム ・事故情報の把握および進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供 </td> <td style="padding: 5px;"> 実動対処班 ・実動省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整 </td> <td style="padding: 5px;"> 住民安全班 ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整 </td> </tr> </table>	総括班 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会運営 ・機能班間連絡・調整 ・ERCチーム総括班、道府県及び市長村災害対策本部等との連絡・調整	広報班 ・報道機関への対応 ・ERCチーム広報班、道府県及び市長村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問い合わせ等への対応	運営支援班 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保	医療班 ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査	放射線班 ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・除染等に関する企画立案	プラントチーム ・事故情報の把握および進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供	実動対処班 ・実動省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整	住民安全班 ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整	<p>原子力災害対策マニュアルの修正に伴う修正</p>
総括班 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会運営 ・班間連絡・調整 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整	広報班 ・報道機関への対応 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整 ・住民からの問合せ等への対応	運営支援班 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保	医療班 ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査															
放射線班 ・モニタリングデータ等の収集・分析、国本部等への情報共有 ・除染等に関する企画立案	プラントチーム ・事故情報の把握及び進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供	実動対処班 ・実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整	住民安全班 ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整															
総括班 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会運営 ・機能班間連絡・調整 ・ERCチーム総括班、道府県及び市長村災害対策本部等との連絡・調整	広報班 ・報道機関への対応 ・ERCチーム広報班、道府県及び市長村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問い合わせ等への対応	運営支援班 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保	医療班 ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査															
放射線班 ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・除染等に関する企画立案	プラントチーム ・事故情報の把握および進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供	実動対処班 ・実動省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整	住民安全班 ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整															
<p>第3 専門家の派遣要請 (略)</p> <p>第4 応援要請及び職員の派遣要請等 (略)</p> <p>第5 自衛隊の派遣要請等 (略)</p> <p>第6 海上保安部への要請 (略)</p>	<p>第3 専門家の派遣要請 (略)</p> <p>第4 応援要請及び職員の派遣要請等 (略)</p> <p>第5 自衛隊の派遣要請等 (略)</p> <p>第6 海上保安部への要請 (略)</p>																	

旧	新	備考
<p>第7 原子力被災者生活支援チームとの連携 (略)</p> <p>第8 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災業務関係者の放射線防護 (内閣府、原子力規制委員会、独立行政法人 放射線医学総合研究所、広島大学、県知事政 策局、関係部局、市町村)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請</p> <p>県及び緊急時モニタリングセンターは、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(<u> </u> 緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の追加派遣要請を行う。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>第7 原子力被災者生活支援チームとの連携 (略)</p> <p>第8 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災業務関係者の放射線防護 (内閣府、原子力規制委員会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、県知事政 策局、関係部局、市町村)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請</p> <p>県及び緊急時モニタリングセンターは、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の追加派遣要請を行う。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p></p> <p>組織名の変更に伴う修正</p> <p>字句修正</p>

旧	新	備考
<p>第４節 緊急時モニタリング</p> <p>第１ 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u> 合同対策協議会</u>への職員の派遣 県は<u> 合同対策協議会</u>放射線班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第２ 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定 国は、原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び<u>気象情報</u>やSPEEDIネットワークシステムをはじめとした大気中拡散計画計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>第４節 緊急時モニタリング</p> <p>第１ 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>原子力災害合同対策協議会</u>への職員の派遣 県は<u>原子力災害合同対策協議会</u>放射線班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第２ 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定 国は、原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設<u> </u> <u> </u>等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p></p> <p>字句修正 字句修正</p> <p></p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第3 モニタリング結果の共有 _____</p> <p>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された結果を関係者間で共有するとともに、その他の市町村にも連絡する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測 (略)</p> <p>第5 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保 (略)</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>1 屋内退避 (1)～(2) (略)</p>	<p>第3 モニタリング結果の共有・公表</p> <p>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された結果を関係者間で共有するとともに、その他の市町村にも連絡する。</p> <p><u>国及び県は、緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。</u></p> <p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測 (略)</p> <p>第5 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保 (略)</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>1 屋内退避 (1)～(2) (略)</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧		新		備考
<p>(3) UPZ外における措置</p> <p>UPZ外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <hr/> <hr/> <hr/>		<p>(3) UPZ外における措置</p> <p>UPZ外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p><u>また、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施する。</u></p>		<p>指針の改正に伴う修正</p>
<p>(4) (略)</p> <p>2 避難及び一時移転</p> <p>(略)</p>		<p>(4) (略)</p> <p>2 避難及び一時移転</p> <p>(略)</p>		
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 \times 2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 \times 2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
※1～2 (略)				
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 \times 2) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	<p>指針の改正に伴う修正</p>
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 \times 2) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
※1～2 (略)				

旧	新	備考
<p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、<u>気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ避難や一時移転に係る実施の判断を行った上で</u>、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難等の指示を_____行う。</p> <p>ア 施設敷地緊急事態発生時</p> <p>県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行う。</p> <p>イ 原子力緊急事態宣言発出時</p> <p>県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難の実施にあわせ、国の指示又は独自の判断により、氷見市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。</p> <p>また、_____UPZ外の市町村に対し、氷見市等が行う防護措置の準備の協力の要請や、必要に応じて、_____屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p>	<p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、<u>避難又は一時移転の実施の必要性を判断して</u>_____、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難等の指示を<u>県に対して</u>行う。</p> <p>ア 施設敷地緊急事態発生時</p> <p>県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行う。</p> <p>イ 原子力緊急事態宣言発出時</p> <p>県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難の実施にあわせ、国の指示又は独自の判断により、氷見市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。</p> <p>また、<u>県は</u>、UPZ外の市町村に対し、氷見市等が行う防護措置の準備の協力の要請や、必要に応じて、<u>国の指示により</u>、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加 指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第3 避難所等 （略）</p> <p>第4 避難手段 （略）</p> <p>第5 広域一時滞在 （略）</p> <p>第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施 （略）</p> <p>第7 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用 （略）</p> <p>（1）緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>ア 国の判断及び指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、<u>原則として</u> _____、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</p> <p>イ 県及び市町村の役割</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部からの指示に基づき、又は</p>	<p>また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第3 避難所等 （略）</p> <p>第4 避難手段 （略）</p> <p>第5 広域一時滞在 （略）</p> <p>第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施 （略）</p> <p>第7 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用 （略）</p> <p>（1）緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>ア 国の判断及び指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、<u>原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて避難や一時移転等と併せて</u>、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</p> <p>イ 県及び市町村の役割</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部からの指示に基づき、又は</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>_____ 独自の判断により、氷見市及びその他の市町村に対して、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県からの指示に基づき、又は _____ 独自の判断により、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。 安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時 	<p><u>UPZ内においては</u>独自の判断により、氷見市及びその他の市町村に対して、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県からの指示に基づき、又は <u>UPZ内においては</u>独自の判断により、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。 安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時 	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>には見られない反応が認められる可能性があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。 <p><u>※プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置の併用のあり方については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</u></p> <p>第8 要配慮者への配慮 (略)</p> <p>第9 学校等施設における避難措置 (県経営管理部、教育委員会、市町村、学校等施設) (略)</p> <p>第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p> <p>第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 (県警察本部、氷見市)</p> <p>氷見市 <u> </u> は、避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域の立入を制限するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとる。</p> <p>県警察は、氷見市 <u> </u> が設定した警戒区域、もしくは避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民等の移動が行われるよう必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外</p>	<p>には見られない反応が認められる可能性があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。 <p><u>(削除)</u></p> <p>第8 要配慮者への配慮 (略)</p> <p>第9 学校等施設における避難措置 (県知事政策局、教育委員会、市町村、学校等施設) (略)</p> <p>第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p> <p>第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 (県警察本部、市町村)</p> <p>氷見市 <u>及びその他の市町村</u> は、避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域の立入を制限するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとる。</p> <p>県警察は、氷見市 <u>及びその他の市町村</u> が設定した警戒区域、もしくは避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民等の移動が行われるよう必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>部局間の事務移管に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧				新				備考			
部からの車両等の進入を制限する。 第12 飲食物、生活必需品等の供給 (略) 第6節 治安の確保及び火災の予防 (略) 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 第1 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限 (略) 飲食物の摂取制限等の基準				部からの車両等の進入を制限する。 第12 飲食物、生活必需品等の供給 (略) 第6節 治安の確保及び火災の予防 (略) 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 第1 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限 (略) 飲食物の摂取制限等の基準				指針の改正に伴う修正			
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}		防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}		防護措置の概要		
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。		
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{*3} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{*3} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。		
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*4}				放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*4}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg				放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
※1～5 (略)				※1～5 (略)							

旧	新	備考
<p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>合同対策協議会</u>での要請 (略)</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>第9節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動のための資機材の確保 (略)</p> <p>第2 応援の要請 (略)</p> <p>第3 緊急消防援助隊への応援要請 (略)</p> <p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>第1 原子力災害時の医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>合同対策協議会</u>への職員の派遣 県は、<u>合同対策協議会</u>医療班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p>3 緊急被ばく医療体制の構成及び業務 (1) (略)</p>	<p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>原子力災害合同対策協議会</u>での要請 (略)</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>第9節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動のための資機材の確保 (略)</p> <p>第2 応援の要請 (略)</p> <p>第3 緊急消防援助隊への応援要請 (略)</p> <p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>第1 原子力災害時の医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>原子力災害合同対策協議会</u>への職員の派遣 県は、<u>原子力災害合同対策協議会</u>医療班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p>3 緊急被ばく医療体制の構成及び業務 (1) (略)</p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p></p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

旧			新			備考
(2) 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容 (略)			(2) 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容 (略)			
構成	構成メンバー	業務内容	構成	構成メンバー	業務内容	
企画調整チーム	県及び関係医療機関等の職員によって構成する。	1 <u>合同対策協議会</u> 医療班との連絡・調整 2～4 (略)	企画調整チーム	県及び関係医療機関等の職員によって構成する。	1 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 医療班との連絡・調整 2～4 (略)	字句修正
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第2 被ばく医療活動の実施			第2 被ばく医療活動の実施			
1 被ばく医療活動の実施			1 被ばく医療活動の実施			
<p>県は、被災地（立地県である石川県）の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ばく医療機関を中心として医療活動を行う。</p> <p>その際、災害拠点病院やDMA T、<u> </u>J M A T、医療救護班等が行う災害医療活動と緊密に連携する。</p>			<p>県は、被災地（立地県である石川県）の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ばく医療機関を中心として医療活動を行う。</p> <p>その際、災害拠点病院やDMA T、<u>D P A T</u>、J M A T、医療救護班等が行う災害医療活動と緊密に連携する。</p>			例示の追加
2～4 (略)			2～4 (略)			
5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携			5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携			
<p>県は、必要に応じて<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、広島大学、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者（※）</p>			<p>県は、必要に応じて<u>国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所、広島大学、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者（※）</p>			組織名の変更に伴う修正

旧	新	備考
<p>の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p> <p>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報提供にあたっての配慮</p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報<u>及び SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大气中拡散計算結果</u>等）、農林蓄水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p>	<p>の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の<u>国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p> <p>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報提供にあたっての配慮</p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所の事故の状況、モニタリングの結果<u>や</u>参考としての気象情報_____等）、農林蓄水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p>	<p></p> <p>組織名の変更に伴う修正</p> <p></p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第 12 節 自発的支援の受入れ等 (略)</p> <p>第 1 ボランティアの受入れ等 (略)</p> <p>第 2 国民等からの義援金、義援物資の受入れ (略)</p> <p>第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)</p>	<p>第 12 節 自発的支援の受入れ等 (略)</p> <p>第 1 ボランティアの受入れ等 (略)</p> <p>第 2 国民等からの義援金、義援物資の受入れ (略)</p> <p>第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)</p>	

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第4章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 _____ 緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)</p> <p>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第6節 放射性物質による環境汚染への対処 (略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 (略)</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 (略)</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 (略)</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 (略)</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 <u>原子力</u>緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)</p> <p>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第6節 放射性物質による環境汚染への対処 (略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 (略)</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 (略)</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 (略)</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 (略)</p>	<p>備考</p> <p>字句修正</p>

旧	新	備考
第 12 節 物価の監視 (略)	第 12 節 物価の監視 (略)	
第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)	第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)	

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第5章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2 原子力災害 応急体制の整備 (略)</p> <p>第3 避難収容活動体制の整備 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動 (略)</p> <p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)</p> <p>第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>第8 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策 (略)</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2 緊急事態 応急体制の整備 (略)</p> <p>第3 避難収容活動体制の整備 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動 (略)</p> <p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)</p> <p>第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>第8 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策 (略)</p>	<p>備考</p> <p>字句修正</p>

旧	新	備考
第4節 災害中長期対策 (略)	第4節 災害中長期対策 (略)	